

令和4年第2回(6月)定例会

令和4年6月10日（金）午前9時から和木町役場議事堂において、
第2回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員（9名）

1 番	津 島 宏 保	
2 番	栗 本 詠 子	
3 番	嘉 屋 富 公	
5 番	上 田 丈 二	
6 番	中 村 充 子	
7 番	上 岡 富 士 夫	
8 番	中 村 充 子	
9 番	森 脇 明 美	
1 1 番	兼 本 信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	田 中 雅 彦	
企画総務課長	渡 邊 良 平	
税 務 課 長	松 井 敏 浩	
住民サービス課長	鳥 枝 靖	
都市建設課長	山 下 純 二	
保健福祉課長	坂 本 啓 三	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	森 本 康 正	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	吉 岡 司
---------	-------

開 議	会 長	9時00分 おはようございます。 中国新聞から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。 携帯電話お持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。
議	長	灰岡議員から、家人が新型コロナウイルスに罹患したため濃厚接触者となり、岩国環境保健所から感染がない場合、7日間、6月16日までの自宅待機の要請があったので、10日から16日の会議を欠席する旨、届出がありましたので報告いたします。
議	長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。
議	長	日程第1 一般質問を行います。 質問の通告が5名です。通告順に質問を許可します。 質問順位1番 6番議員 中村充子君。
議	長	中村充子君。
中 村 議 員		おはようございます。 通告に従いまして、一般質問をいたします。 和木町のコロナ感染者が237人となりました。町長の行政報告で、ゴールデンウィーク後は1日最大10人の感染者が確認され、5月に入ってから増加傾向にあったこと、子どもたちが感染したという事を報告されました。 未就園児のマスク使用については、息がし難いからしなくても良いという考え方から、部屋ではマスクを使用し、戸外では熱中症等危険なこともあるのでしなくても良いとなりました。

オミクロン株が猛威をふるってからはマスク対応が難しくなりました。

学校向けの衛生管理マニュアルで文部科学省が示した基準からは変更はありませんが、5月23日にまとめた対策指針「基本的対処方針」に屋内外でマスクを外せる状況が明記されたことを受けて、改めて周知を図るとしました。

通知では、小学生は自己判断でマスクを外すことが難しいため、教員が登下校に積極的に呼びかけるよう要請しています。

体育館やプールを含め、体育の授業でも不要だと説明しています。

部活動も基本的にマスクを外すが、各競技団体のガイドラインを基に判断してもらうとしています。

初めに、未就園児のマスクは現在、子ども園ではどのようなになっているのでしょうか、伺います。

議長 森本教育委員会事務局長。

森本 森本教育委員会事務局長。ご質問にお答えいたします。

こども園でのマスクの着用状況でございますが、3歳未満児については、室内、屋外問わずマスクは着用しておりません。3歳以上の1号2号こどもについては、基本室内での活動では、マスクを着用しています。屋外で遊んだり、運動したりする活動の場合は、外しています。但し、屋外でも集団で動く場合は、密を考慮しながら付けたり、外したりしています。

議長 中村充子君。

中村議員 はい、承知しました。

それでは、今後は各自治体の判断に任されることとなりますが、今後未就園児のマスクは子ども園ではどのようなになっていくのでしょうか、伺います。

議長 森本事務局長。

森 本
教育委員会
事務局 長

今後のこども園でのマスクの着用については、国の指導「子どものマスク着用について」に基づいて行って参りたいと考えています。これまで行っていた感染対策を継続するとともに、夏場は熱中症予防の観点から、マスクが必要でない場合は、マスクを外すことに力を入れていきます。ただし、冷房の有効な活用を通して、室内では快適にマスクが着用できるよう努めてまいります。また、マスクを着用しない場合であっても、引き続き、手洗い、「密」の回避等基本的な感染症対策については継続してまいります。

議 長

中村充子君。

中 村 議 員

はい、承知しました。

それでは次の質問です。和木町のこども園、土曜の保育についてお尋ねします。

広島市公立のこども園で保育中、男児5歳時が近くの太田川放水路で死亡しました。

男児は土曜の保育中に姿が見えなくなりました。土曜日だった4月16日は0歳から5歳児の計34人を保育士8人で保育をしていました。

園には出入り口が3か所あり、いずれも施錠できるようになっていました。

広島市の死亡事故があったこども園は、担任が午前11時半に姿が見えなくなったことに気付いたようです。

担任は研修中で、別の保育士2人が園庭で3歳～5歳児23人をみていました。

何故、土曜に担任が研修をするのか疑問です。

110番通報をしたのが、姿が見えなくなって12時半です。

何故1時間も経ってからなのか。判断や決断をする人が出勤していなかったのかも知れません。

和木こども園の土曜の勤務体制はどのようになっていますか。お尋ねします。

議長 森本事務局長。

森本教育委員会事務局長 こども園の土曜日の勤務体制でございますが、幼保連携型認定こども園の設備運営基準に基づいて勤務体制を整えております。3歳未満児担当と3歳以上児担当で合わせて6名を基準として勤務体制を整えております。保育希望者が増えた場合は、保育教諭も増員しております。例えば、未満児は、0歳は3人、1歳～2歳児は6人で担当保育教諭がそれぞれ1名増員となります。保育人数が増えれば、多くの保育教諭の勤務が必要となってまいります。昨年度は、多くて40名弱の園児が土曜保育を希望しており、3歳未満児は4名の保育教諭、3歳以上児で2名の保育教諭で対応をしておりました。今年の4月からは、30名弱の希望があり、6名体制で運営を行っております。

土曜日の保育人数が増えれば保育教諭を増員して対応していくことになると考えております。

議長 中村充子君。

中村議員 広島公立の保育園、こども園より職員、対応職員が少ないなという感じは受けたんですが、人数も30名ですね、広島は34名でしたので、これは、人数は足りてるということで理解しました。

事故のない、事件のない日常があります。油断大敵です。この事故を教訓に、和木町も事態を重く受け止め、子どもたちが安全安心な園生活が送れるようより一層の管理体制の強化を図っていただきたいと思います。

つづいて次の質問です。

阿武町、新型コロナウイルス対策の臨時特別給付金4,630万円を誤って1人の住民に振り込んだ問題についてお尋ねします。

阿武町は新型コロナウイルス対策の臨時特別給付金を誤っ

て振込んだ問題で24歳の男性が逮捕されました。お金は9割がた返金されましたが全額ではありません。5月31日の新聞では花田町長を減給50%3カ月。副町長も40%、出納室長10%3カ月の減額とする。課長級、補佐級も訓告処分や嚴重注意と掲載されています。

阿武町はいまだに200件近い電話がかかり仕事に支障をきたす状態です。その中には苦情電話だけでなく励ましの電話もあります。励ましてくださる方もおられてふるさと納税は10倍になっているようです。

和木町も小さな町です。ひとつととは思えません。町長をはじめ役場の職員の方々、田舎の町に連日やって来るマスコミへの対応など大変だったのではないかと想像します。

阿武町はフロッピーディスクで支払いをしています。有識者の話では、フロッピーディスクを使用している点、職員の人数が少ないこと、小さな自治体ゆえの悲しいミスなどがあげられています。

山口県には阿武町のようなフロッピーディスクで支払いをしている町が他にもあると報道されていました。和木町の給付金の支払い方は阿武町のようにフロッピーディスクを使って支払いをしているのかお尋ねします。

議長

渡邊企画総務課長。

渡邊企画
総務課長

中村議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、本町におきましても、当該事案発生後、同様の事象が発生する可能性はないか、検証を行っております。

今回は、阿武町の事務処理手順が不明なところもあります。また、誤送金が発生した原因につきましても様々報道されておりますが、確定的な情報がございませんので、阿武町との比較ではなく、本町の状況についてのみ、ご説明をさせていただきます。

まず、本町におきましても、新型コロナウイルス対策の臨時

特別給付金を始めとした各種臨時的な支出金、それから各種給与や児童手当など定例的な支出金につきまして、振込依頼書による口座振込での給付を行っております。

支出に際しては、支出命令書、振込依頼書、小切手がセットとなっております。まず、支出命令書を担当課が作成し、企画総務課、会計室、会計管理者で決裁を行います。その際、振込依頼書の写しを資料として添付いたします。なお、金額によっては、決裁は町長、副町長の決裁も必要となるものもございます。決裁後、担当課が作成した振込依頼書及びデータを、指定金融機関に渡しております。媒体はフロッピーディスクではなくDVDを使用しております。最後に会計室において、決裁された支出命令書を元に小切手を切り、指定金融機関に渡しております。

また、会計室内に農協窓口がございます、日々相互チェックを行いながら、支出事務を行う環境ができておるとっております。

これらのことから、事務処理手順上、今回報道されているような事象は発生しえないものと考えておりますが、ヒューマンエラーによる誤送金の可能性は、全くない、否定することはできません。そのため、一層のチェック体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

具体的な対策といたしましては、全ての振込依頼書及びデータは、会計室を通して指定金融機関に渡すこととし、DVDの引渡書に主管長及び会計管理者の押印を追加いたしました。さらに会計室に受渡し簿を整備し、支出命令書、振込依頼書、小切手が正しく作られているかを振込日前日までにチェックすることとしております。

今回の問題を通して、我々地方公務員は非常に深い教訓を得ることとなりました。公金取扱いのみならず地方自治体の業務におきまして様々な場面で不具合が起こりうるものと考えられます。このことから町としては、町政各般においてなるべく不具合が起こらないように、仮に問題が発生した際には、その影響が最小限となるように職員に周知し、日々のリスク管理に

努めるよう伝えているところであります。

今回の問題を踏まえ、本町の事務の執行にあたりましては、一層適正に執り行うべく見直し改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

議長 中村充子君。

中村議員 和木町では二重三重のチェックがあるということで安心いたしました。

国の制度による食費等の物価高騰に直面する低所得者の子育て世帯に対して、山口県から児童一人当たり5万円と和木町独自で住民税均等割が非課税の方に5万円が給付されることとなります。阿武町のご送金もひとつとせず、我が町も慎重な取扱いに努めたいものです。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 再質問はございませんね。

中村議員 はい、ありません。

議長 再質問がないようですので、以上で中村充子君の一般質問を終わります。